

預金口座の譲渡・売買は 「犯罪」です

- 口座の譲渡・売買は「犯罪」です。
キャッシュカードを渡した側も罪^(注1)に問われます。
(注1) 犯罪収益移転防止法違反：1年以下の懲役、もしくは100万円以下の罰金、またはその両方
- 口座の売買・譲渡が判明した場合、口座を解約します。
また、将来にわたり、すべての金融機関においてお取引ができなくなる恐れがあります。
- 通帳・キャッシュカード・暗証番号・インターネットバンキング情報を絶対に他人に渡さないでください。口座が悪用され、お客さまが金融犯罪に巻き込まれる危険があります。

【実際にあった事例】
 - ・お金を借りるために通帳・キャッシュカード・暗証番号を送るように貸金業者から言われ送ると、特殊詐欺受取口座に使用されてしまった。
 - ・SNSでの「簡単に稼げます」に応募、不要な口座を譲ってほしいと依頼され指定住所へキャッシュカードを送り、暗証番号を教えた。その後、口座が特殊詐欺に使用されてしまった。
- 軽い気持ちで口座の売買を行わないでください。自分名義の口座が詐欺被害の入金口座やマネー・ローンダリング等の犯罪に悪用されて「犯罪の当事者」となる恐れがあります。